

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 総合企画委員会規程

平成 7 年 8 月 8 日
神社協規程第 18 号

(所掌事務)

第 1 条 神栖市社会福祉協議会総合企画委員会(以下「企画委員会」という。)は、他の委員会及び問題別委員会と連絡調整を図るとともに、社会福祉協議会活動に関する総合的企画を行い、必要に応じて会長に意見を具申するものとする。

(組 織)

第 2 条 企画委員会は委員 10 名以内で構成する。

2 委員は、社会福祉協議会関係者、各委員長及び問題別委員会の委員長、ボランティア活動実践者及び学識経験者のうちから会長が委嘱する。

(委員長)

第 3 条 企画委員会に委員の互選による正副委員長を置く。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席が無ければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議録)

第 6 条 委員会の議事は、その次第を議事録に記載しなければならない。

(庶 務)

第 7 条 委員会の庶務は、神栖市社会福祉協議会事務局内において処理する。

(雑 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

付 則

1 この規程は、平成 7 年 8 月 8 日から施行する。

2 この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。(改訂第 50 号)